



令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)

消防庁からの情報提供

令和4年1月28日 総務省消防庁救急企画室

1. 救急業務の現況

2. 令和3年度 救急業務のあり方に関する検討会

3. 新型コロナウイルス感染症への対応

救急業務の実施体制

○ ほぼ全ての地域で救急業務が実施されている

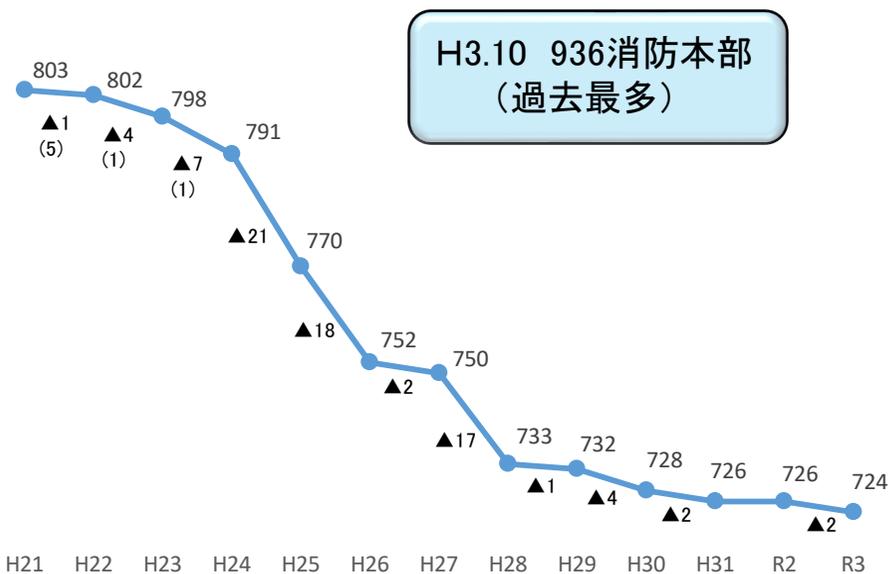
(毎年4月1日現在)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
市町村数	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考)「救急年報報告」により作成

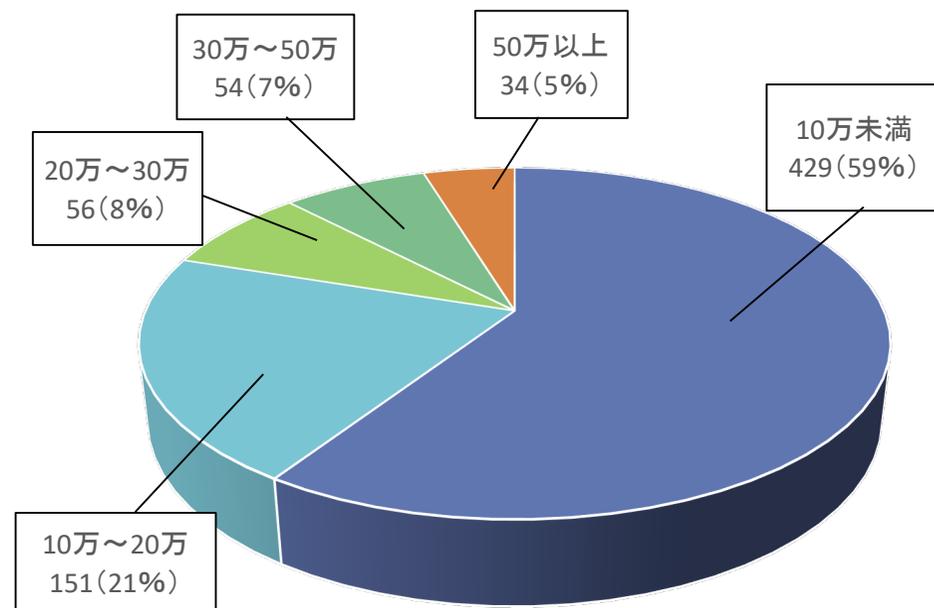
消防本部数及び人口規模別本部数

消防本部数の推移



- ※ 各年とも4月1日時点の消防本部数
- ※ 市町村合併により減少した消防本部数は()に記載

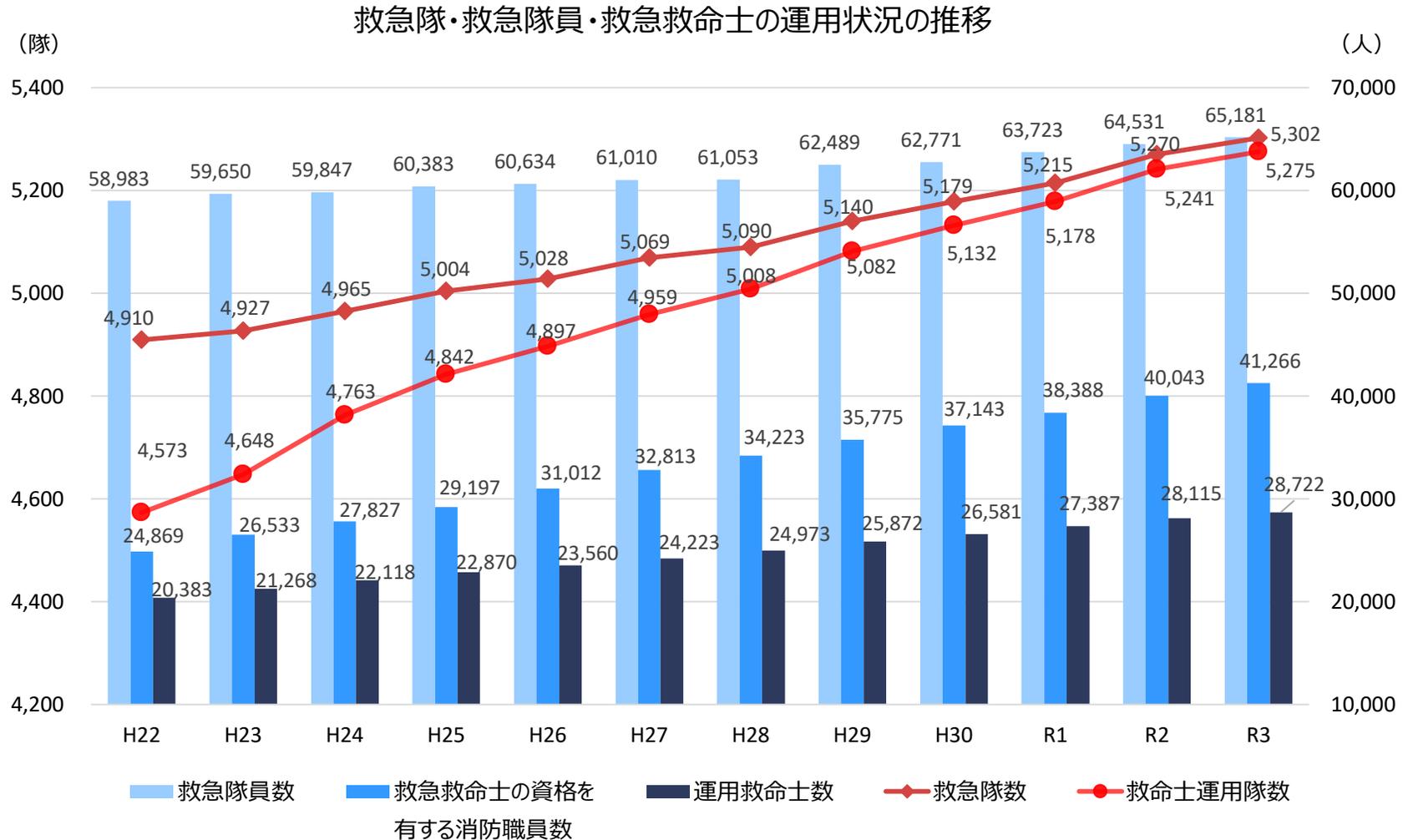
管轄人口規模別本部数(全体724)



管轄人口は、令和3年度消防現勢調査より算出

救急隊・救急隊員・救急救命士の運用状況

- 消防庁では、各救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制を目標に救急救命士の養成を進めており、令和3年4月1日現在、5,302隊中5,275隊(99.5%)で救急救命士が配置・運用されている



※運用救命士とは、救急救命士の資格を有する消防職員であって、うち救急隊員として救急救命士運用されている者をいう。

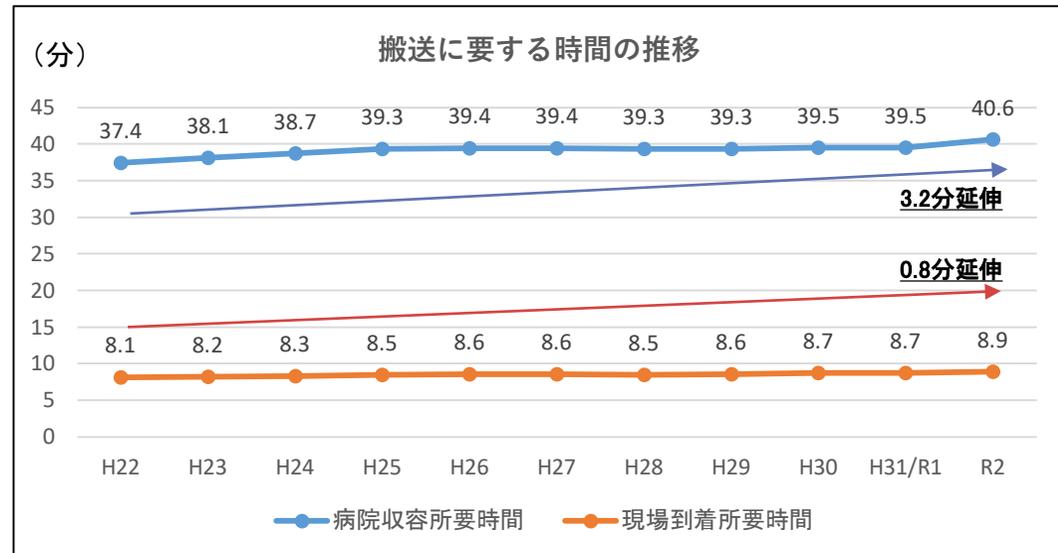
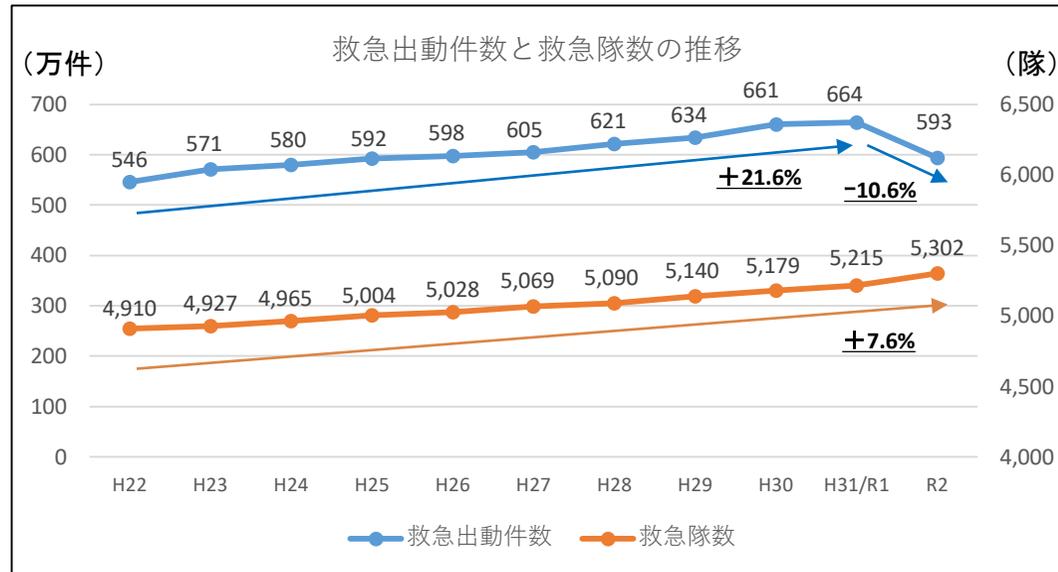
救急需要の推移

○ 令和2年中の救急自動車による救急出動件数は、593万3,277件で、平成20年以來12年ぶりに減少。

○ 救急隊数は、令和3年4月1日現在10年前と比較して約7.6%の増加

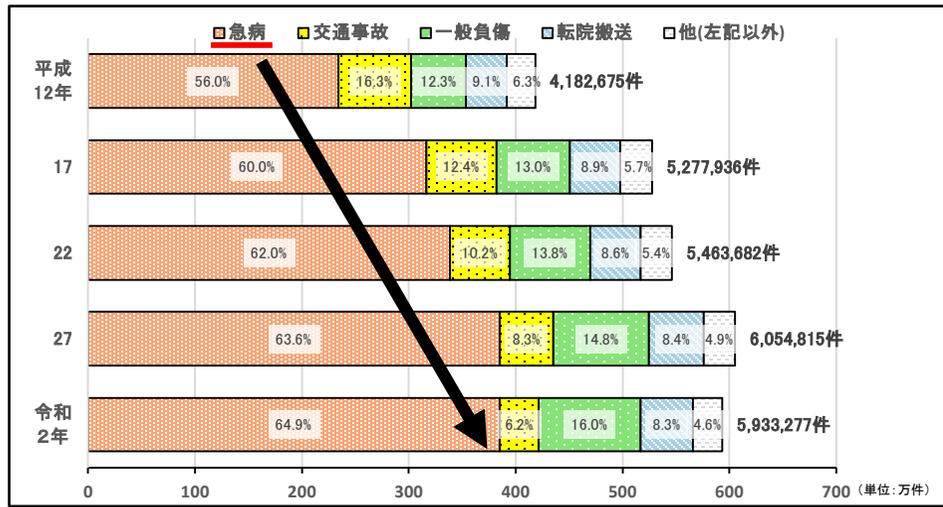
○ 令和2年中の病院収容所要時間は10年間で3.2分延伸している。

○ 令和2年中の現場到着所要時間は10年間で0.8分延伸している。

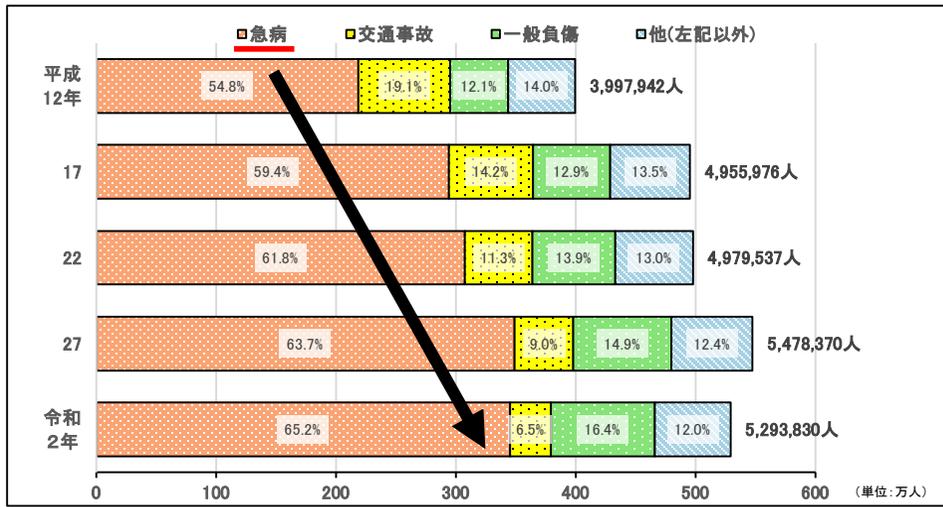


○ 救急自動車による出動件数及び搬送人員ともに急病・一般負傷は増加し、交通事故は減少傾向

事故種別の救急出動件数と5年ごとの構成比の推移



事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※(件数)急病 **8.9ポイント増** 一般負傷 **3.7ポイント増** 交通事故 **10.1ポイント減**
 ※(人員)急病 **10.4ポイント増** 一般負傷 **4.3ポイント増** 交通事故 **12.6ポイント減**

救急出動件数・救急搬送人員の推移と将来推計



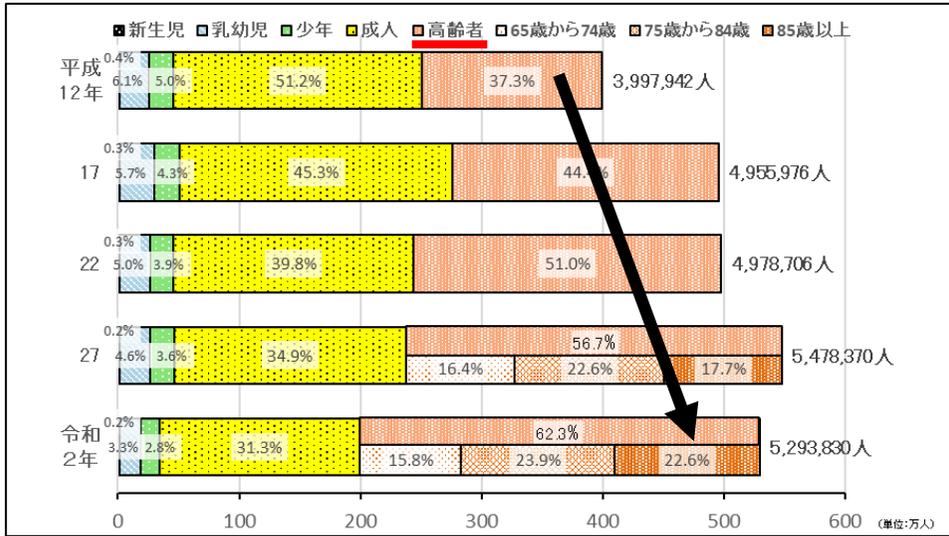
(令和3年版消防白書より抜粋)

※今後も、高齢化の進展等を背景とし需要の増加が見込まれている

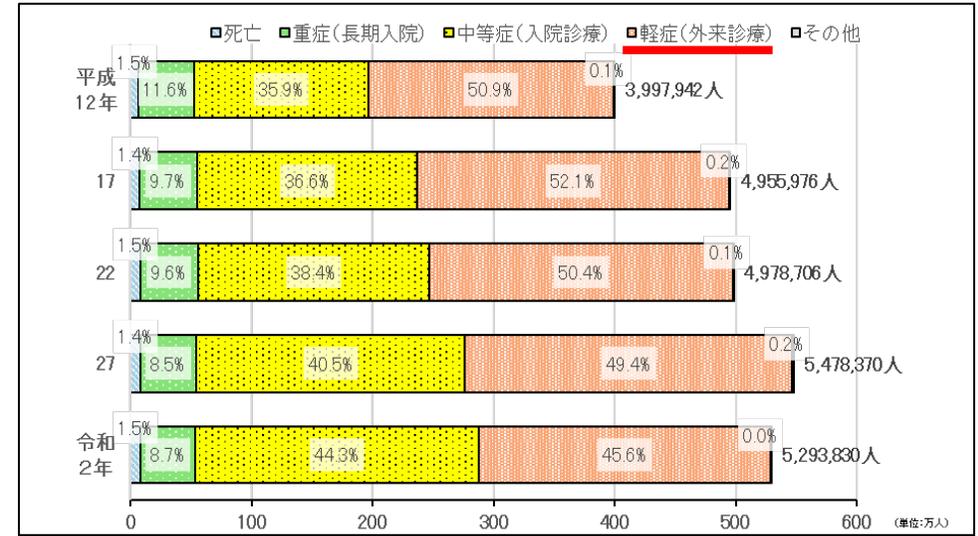
○ 年々、高齢者の搬送割合が増加する一方で、軽症(外来診療)者の割合は減少傾向

年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移

傷病程度別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

・傷病程度の定義

- 死亡 : 初診時において死亡が確認されたもの
- 重症(長期入院) : 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症(入院診療) : 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症(外来診療) : 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他 : 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、もしくはその他の場所に搬送したもの

※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれている。

1. 救急業務の現況

2. 令和3年度 救急業務のあり方に関する検討会

3. 新型コロナウイルス感染症への対応

高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大への対応や、救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や、「救急車の適正利用(適時・適切な利用)の推進」等について検討を行う。

救急業務の円滑な実施と質の向上

1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方(連絡会)

前年度までの検討結果を踏まえ、救急救命士等の教育に関する連絡会において、実践経験を通じた教育の試行的運用と検証、日常的な教育と病院実習で学ぶ項目の整理、指導救命士の役割整理等について、検討を深める。

また、MC体制のPDCAに関する連絡会において、前年度に例示した「救急業務におけるメディカルコントロール体制の評価指標」の活用状況に係る検証や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療提供体制の逼迫等により顕在化した「救急搬送困難事案」への対応状況の検証等を行う。

2. 蘇生ガイドライン改訂への対応(WG)

今般、日本蘇生協議会(JRC)による「JRC蘇生ガイドライン」が改訂・公開され、それに伴い、今後、日本救急医療財団による「救急蘇生法の指針(市民用・医療従事者用)」の改訂が予定されている。これらの動向を踏まえ、改訂による一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法への影響についての整理を行うとともに、応急手当の普及啓発の推進のための方策について検討を行う。

3. ICT技術を活用した救急業務の高度化(連絡会)

前年度の検討結果も踏まえ、ICT技術を活用した救急業務の「高度化」に焦点を当てた検討を行う。具体的には、消防本部の実務者等で構成する連絡会を設置し、5G等の最新技術の活用を念頭に、医療機関との連携等に資する取組の効果検証や、当該技術の導入促進方策などについて、検討を行う。

救急車の適正利用(適時・適切な利用)の推進

4. 救急安心センター事業(#7119)の全国展開に向けた検討(連絡会)

消防本部の実務者等で構成する連絡会を開催し、前年度の「#7119の全国展開に向けた検討部会」の検討結果等を踏まえて、事業の新規導入や、事業運営の質・利便性・効率性の向上に資するよう、以下の取組を進める。

- 「事業導入・運営の手引き/マニュアル」の作成
- 事業を外部委託する際に活用可能な標準的な「仕様書例」の作成 など

得られた成果については、全国の関係者に広く提示することで、未実施地域における事業の導入を促進するとともに、実施地域における事業運営の質等のさらなる向上を図る。

その他(報告事項)

5. 救急業務に関するフォローアップ

救急業務に関するフォローアップとして、全国の都道府県を4年間で訪問する。

訪問先都道府県では、課題が顕在化している消防本部への個別訪問等を通じて、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な推進に資するための必要な助言を行う。あわせて、これまで消防庁から発出している技術的助言に対する取組状況等についても調査を行う(今年度は4年計画の2年目)。

救急業務におけるメディカルコントロール 体制のあり方

救急業務におけるMC体制のあり方

(1) 現状・背景

MC体制の構築の歴史と現状

昭和38年
消防法の一部を改正する法律(昭和38年法律第88号)施行

令和38年
救急業務の法制化

<救急救命士制度>

- 平成3年
救急救命士法
(平成3年法律第36号)施行

<MC体制の構築、充実強化>

- 平成13年
・救急業務高度化推進委員会報告書
・「救急業務の高度化の推進について」
(平成13年7月4日付け消防救第204号
消防庁救急救助課長通知)

<救急救命処置範囲拡大>

- 平成16年～
・気管内チューブによる気道確保(H16)
・心停止傷病者へのエピネフリン投与(H18)
・心停止前傷病者への輸液、血糖測定、
ブドウ糖溶液投与(H26)等

- 平成15年
「メディカルコントロール体制の充実強化について」
(平成15年3月26日付け消防救第73号
医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・
厚生労働省医政局指導課長通知)

<指導救命士制度>

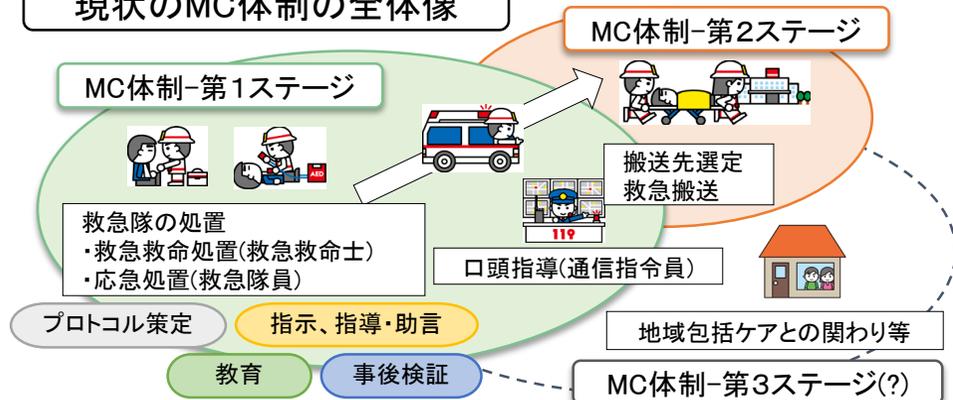
- 平成26年
「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」
(平成26年5月23日付け消防救第103号消防庁救急企画室長通知)

- 令和3年
「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」
(令和3年3月26日付け消防救第97号
消防庁救急企画室長通知)

<傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準>

- 平成21年
・消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第34号)施行
・「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」
(平成21年10月27日付け消防救第248号消防庁次長・医政発第1027第3号厚生労働省医政局長通知)

現状のMC体制の全体像



第1ステージ＝救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する体制
第2ステージ＝傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定を通じて、地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る体制
(第3ステージ＝地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療で協働する体制?)

<各地域のMC体制>(令和3年3月現在)

- MC協議会数
地域MC協議会＝251 都道府県MC協議会＝47

➢ 地域MC協議会の規模 都道府県数

①都道府県規模(＝1県1MC)	8
②二次・三次医療圏規模	16
③(①②を除き)各地域MCの圏域に救命救急センターが1箇所以上	14
④(①②③を除き)各地域MCが2箇所以下の消防本部を中心として構成	4
⑤上記以外	5

救急業務におけるMC体制のあり方

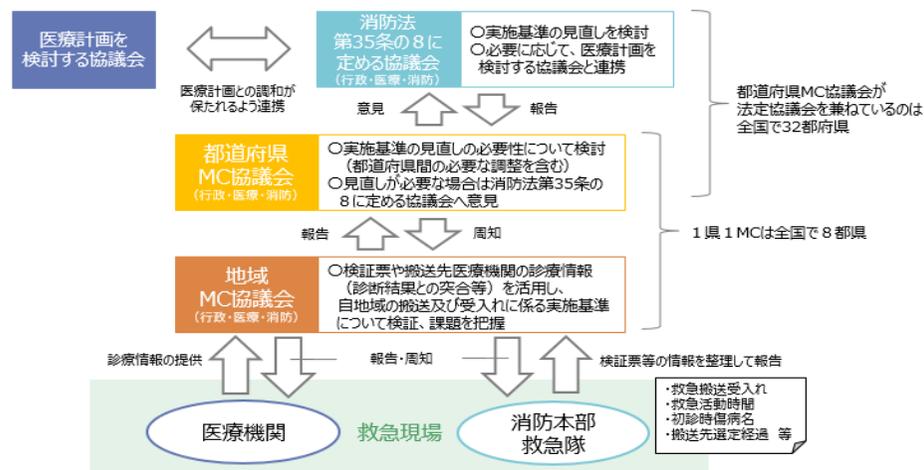
(2) 令和2年度検討結果(通知)

「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」(令和3年3月26日付け消防救第97号消防庁救急企画室長通知)

MC体制の充実に向けて地域・都道府県MC協議会が具体的に取り組むべきことを示す(オンラインMC・事後検証)

地域MC協議会	都道府県MC協議会
<p>オンラインMC</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の指示要請先の確保、優先順位の明確化、指示医師に速やかにつながる体制の確保 地域の状況に合わせたプロトコル調整、関係者への教育機会の設定 特に規模が小さく役割を担うことが難しい地域MC協議会においては、連携してより広域的な体制の構築を志向 	<ul style="list-style-type: none"> 地域MC協議会の取組を確認し、活動の質を高められるよう積極的に支援 都道府県単位のプロトコル統一や地域MC協議会どうしの連携による広域的な体制の構築等、複数の地域にまたがる調整において中心的役割を果たす
<p>事後検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の事例の事後検証をプロトコル等の見直しに活用 消防・医療の情報を総合して搬送及び受入れの実施状況を検証し、実施基準の課題を都道府県MCに報告 	<ul style="list-style-type: none"> 地域MCから報告を受けた課題を検討し、消防法第35条の8の協議会と一体となって、実施基準の見直し・運用改善を検討

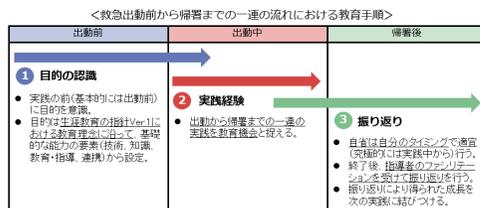
第2ステージの事後検証に係る各協議会の連携(イメージ)



一定の方向性を示しつつ、今後の取組について引き続き検討(教育・MC体制のPDCA)

教育

- 日常的な教育体制として「実践経験を通じた教育方法」を検討
- 引き続き検討を深めつつ、併せて、指導救命士の役割や病院実習についても整理



PDCA

- MC体制のPDCAの取組を行うよう、体制の評価指標を例示
- 引き続き、指標のあり方や、取組の推進方法を検討

【評価指標の例】

- 第1ステージの指標
オンライン指示要請において1回目の連絡が不通であった件数・割合等
- 第2ステージの指標
重症以上の傷病者の受入れ照会回数ごとの件数等
- アウトカム指標
心肺停止傷病者の1か月生存数・生存率等

救急業務におけるMC体制のあり方

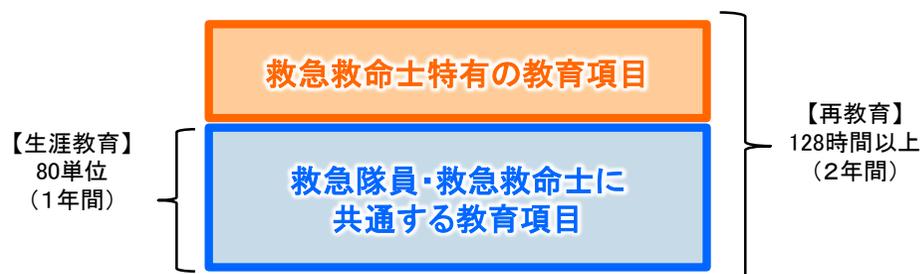
(3) 救急救命士等の教育について

救急救命士等の教育にかかる検討(令和3年度)

【救急救命士等の教育に係る検討事項(令和3年度)】

<教育項目の検討>

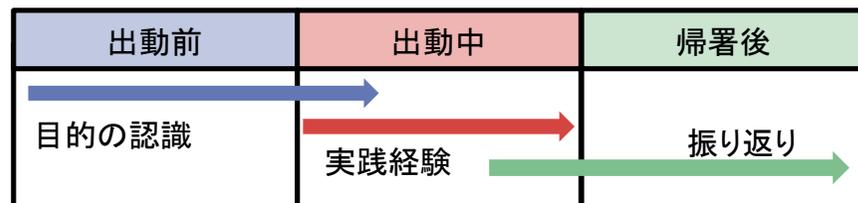
- 救急救命士の再教育(2年間128時間以上)について、救急隊員の生涯教育(年間80単位)における教育項目との関係性や、単位・時間の考え方を含めて整理し、救急救命士に必要な教育内容を検討。



<教育方法の検討>

- 令和2年度の検討を踏まえ、「実践経験を通じた教育手法」の試行的実施・検証を行い、実施手法の確立、当該教育を含む「日常的な教育」と「病院実習」で学び得る範囲の整理、指導救命士の役割等について検討。

実践経験を通じた教育プロセス



救急業務におけるMC体制のあり方

(4) MC体制のPDCAの取組について

① MC体制のPDCA（令和2年度の検討を踏まえた整理）

	救急業務におけるMC体制			
	第1ステージ (救急救命士等の観察・処置を医学的に保障)		第2ステージ (地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用)	
Plan	<ul style="list-style-type: none"> 常時、迅速、適切な、オンラインMC体制 技能維持、向上のための教育体制 適切なプロトコル策定 		<ul style="list-style-type: none"> 実施基準策定 	
	【地域MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 複数指示要請先確保 教育機会の設定 等 	【都道府県MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 地域MCの取組支援 広域的な調整 等 	【地域MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 実施基準調整 地域医療機関との調整 等 	【都道府県MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 実施基準策定 協議会との調整 等
Do	<ul style="list-style-type: none"> 救急活動における観察・処置(救急救命処置・応急処置) 		<ul style="list-style-type: none"> 搬送先選定 	
Check	<指標>(例) <ul style="list-style-type: none"> 指示要請時の1回目の連絡が不通の件数・割合 指示医師につながるまでに1分以上要した件数・割合 教育・研修の年間実施回数 特定行為の年間成功件数・割合 事後検証結果をフィードバックしている本部割合 再教育を実施できている本部割合 		<指標>(例) <ul style="list-style-type: none"> 重症傷病者についての受入れ照会回数ごとの件数 重症傷病者についての現場滞在時間区分ごとの件数 検証結果を地域MC協議会に報告している本部割合 	
	【共通】心肺停止傷病者の1か月後の生存数・生存率 【共通】心肺停止傷病者の1か月後の社会復帰数・社会復帰率			
	【地域MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 指標の結果把握 都道府県MCに共有 	【都道府県MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 地域MCごとの状況把握 関係者間の共有 	【地域MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 指標の結果把握 都道府県MCに共有 検証票や診療情報を活用した実施基準の検証 	【都道府県MC協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 地域MCごとの状況把握 関係者間の共有 実施基準見直しの必要性の検討
Action	<ul style="list-style-type: none"> オンラインMC体制、教育体制の見直し 検証結果のフィードバック、プロトコルへの反映 ※都道府県MCは地域MCの取組を支援 		<ul style="list-style-type: none"> 実施基準の各号基準の見直し 傷病者の状態に応じて適切な医療機関に搬送できる体制整備 等 	

令和3年3月26日付け
消防庁通知において
評価指標を例示し、
MC協議会に求めら
れる役割等を示した



【令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(抜粋)】

指標については、令和3年度以降、活用状況等のフォローアップを行い、活用の効果、より適切な指標、取組の推進方法等について検討を行っていく。

救急業務におけるMC体制のあり方

(4) MC体制のPDCAの取組について

② MC体制のPDCAの取組推進にかかる検討(令和3年度)

第1ステージ ⇒ 主に「Check」の検討

【検討事項】

○指標自体の充実

- ・活用状況等を踏まえた「より適切な指標」の検討
- ・測定結果等を踏まえた「数値目標」の設定に係る検討

○指標を用いたPDCAの取組推進

- ・各地域の取組に向けた課題と解決策の検討
- ・好取組事例の共有による取組推進

第2ステージ ⇒ 主に「Action」の検討

【検討事項】(※非感染症と感染症に分けて検討)

○救急搬送困難事案の発生要因と課題の整理

○実施基準の運用効果の検証

○搬送及び受入れを適切に行うための解決策の検討

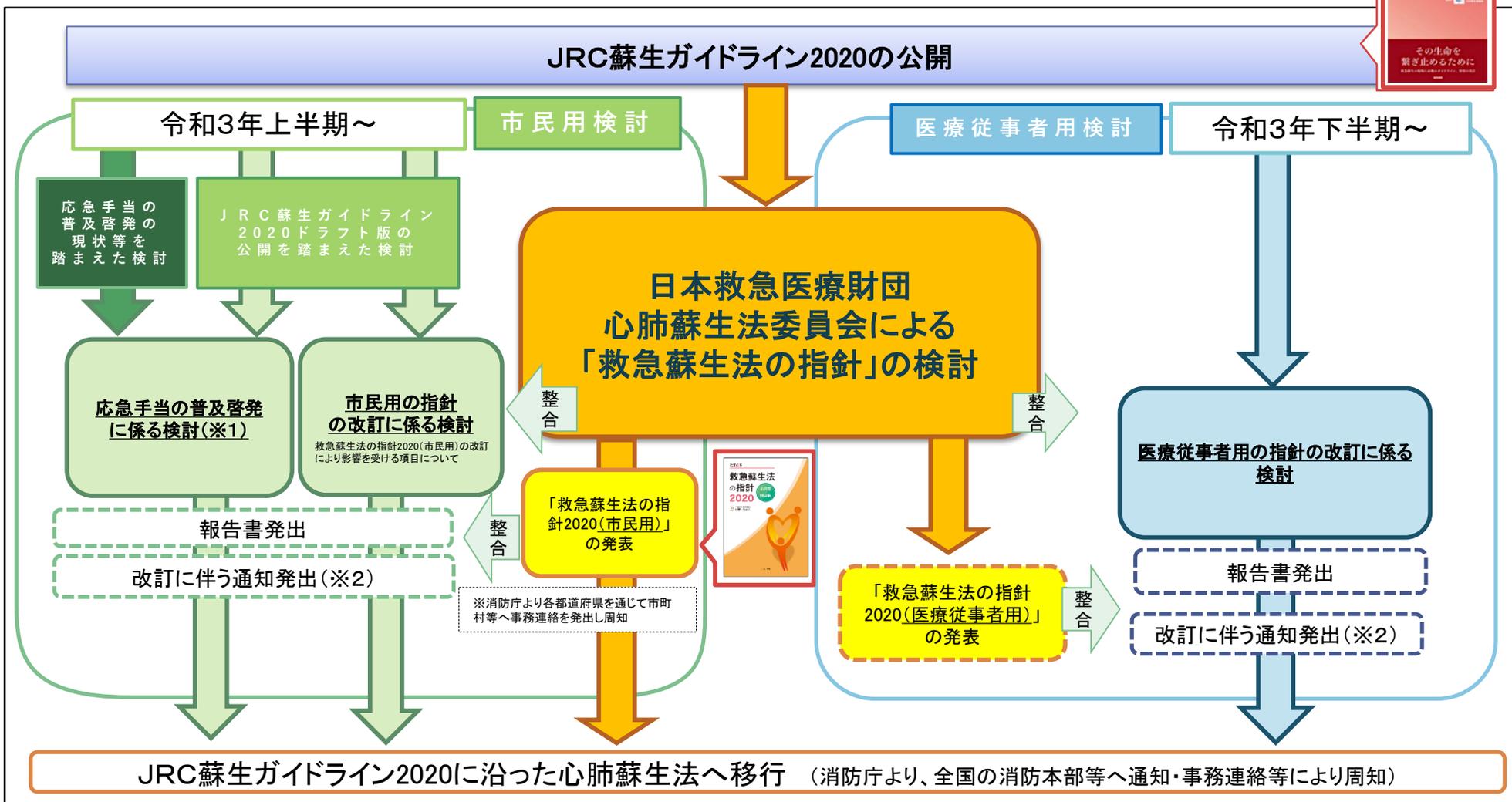
- ・実施基準の見直しの必要性
- ・実施基準の見直し以外の解決策の必要性
- ・共有すべき先進的な取組 等

	第1ステージ	第2ステージ
第1回連絡会	<ol style="list-style-type: none">1. 指標設定の経緯2. 現状の測定結果の共有3. アンケート調査項目の検討	<ol style="list-style-type: none">1. 過去の取組状況の共有2. これまでの救急搬送困難事案と現状の共有3. 救急搬送困難の現状4. アンケート調査項目の検討
第2回連絡会	<ol style="list-style-type: none">1. アンケート調査の報告2. 指標の活用状況と課題の分析3. ヒアリング対象の検討4. 指標自体の充実化に係る検討5. PDCAの取組推進に係る検討	<ol style="list-style-type: none">1. アンケート調査の報告2. 受入れ実態調査等、消防庁保有データの分析3. 現状と課題の分析(実施基準の運用効果等)4. ヒアリング対象の検討5. 課題への対応や解決策の検討
第3回連絡会	<ol style="list-style-type: none">1. よりよい指標・取組推進方策の整理2. 好取組事例の共有	<ol style="list-style-type: none">1. 搬送困難解消に向けた対応策の整理2. 好取組事例の共有

蘇生ガイドライン改訂への対応

蘇生ガイドライン改訂への対応

(1) JRC蘇生ガイドライン2020及び救急蘇生法の指針改訂への対応



※1 応急手当の普及啓発に係る検討については、上半期から検討を始め、年間を通じて検討を行っていく。

※2 改訂に伴う通知等の発出時期について、各消防本部への影響等を踏まえて判断。

蘇生ガイドライン改訂への対応

(2) 応急手当の普及促進に関する検討

① 応急手当WEB講習の更なる充実についての検討

- **現状**
 - 平成23年度より、各種講習について『e-ラーニングを活用した講習が可能』としており、普通救命講習 I については『座学部分(60分)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(120分)を受講することで、修了証を交付する』と定めている。(平成23年8月31日付け消防救第248号消防庁救急企画室長通知)
- **方針**
 - 現行のWEB講習について、ガイドライン・指針の改訂に合わせた内容の更新を行うとともに、個別の学習・復習等がしやすくなるよう公開形式の見直し(コンテンツの分割)や、上級救命講習に活用可能な項目の拡充等を検討する。

現在の応急手当WEB講習

映像により応急手当に関する一連の行動(普通救命講習 I の内容)の事前学習ができる

応急手当WEB講習



- ◆ H23運用開始
- ◆ 映像コンテンツによる事前学習により、救命講習の時間を短縮
- ◆ 応急手当の普及啓発を促進(多くの方が受講しやすい環境を整備)
- ◆ 平成27年度にJRC蘇生ガイドライン等の改訂に合わせて内容を更新し、消防庁サーバでの運用開始

119番通報の方法



心肺蘇生
胸骨圧迫



心肺蘇生
人工呼吸



AED
基本的な使い方



令和3年度WG検討

ガイドライン・指針の改訂の反映検討

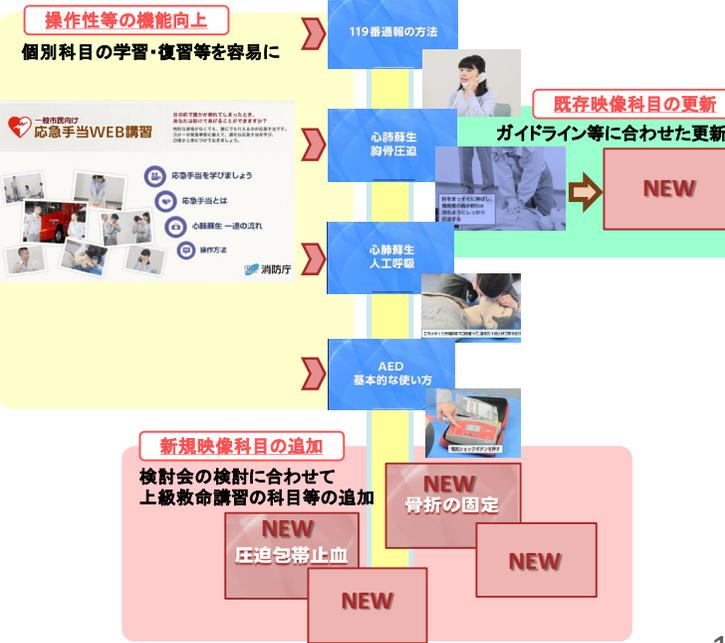
WEB講習の更なる活用(拡充範囲等)の検討

- 【第1・2回WG意見を踏まえた検討】
- 上級救命講習等に対応(+時間短縮)できる内容について
 - 講習受講者(普通救命講習・普及員講習等)の復習等にも活用できる内容について 等

令和4年度

ガイドライン等の改訂・あり方検討会の検討を踏まえた機能拡充(イメージ)

映像により応急手当にかかる一連の行動(普通救命講習 I + α の内容)の事前学習ができる + 個別科目の学習や復習が容易にできる



ICT技術を活用した救急業務の高度化

ICT技術を活用した救急業務の高度化

(1) 今年度の取組

① 目的

＜救急活動における【医療機関との連携強化】と【救急業務の高度化・簡素化】という視点で検討を実施＞

最新のICT技術等

- 5Gを活用した映像伝送機能
- 音声認識を活用した自動文字起こし機能



目的

- 映像伝送による医療期間との連携強化
- 救急現場における業務の高度化・簡素化

② 検討の進め方

連絡会の設置

- 新たなICT技術の導入に向けた具体的な実証実験の方法や効果の検証方法等について議論を行う。
- 構成委員
 - ・ICT技術導入済消防本部等（大阪・高松）
 - ・導入したICT技術を実態に合わせ逐次更新している消防本部等（千葉）
 - ・実証実験実施消防本部（成田・大分）
 - ・ICT技術に関する有識者（消防研究センター）

連携

実証実験

- 連絡会等で検討した新たなICT技術（5G、音声認識）を、消防本部の協力を得て実証実験として行う。
- 実施団体
 - ・成田市消防本部（5G）
 - ・大分市消防局（音声認識）



ICT技術を活用した救急業務の高度化

(2) 実証実験の内容

		成田市消防本部	大分市消防局
使用する技術		① 5Gを活用した映像伝送	② 音声認識機能を活用した自動文字起こし
実証実験のフェーズ		・現場到着～病院到着	・出場～病院到着
実証実験実施方法		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の救急現場での技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員に装着したカメラから医療機関への映像伝送（主に救急現場からの映像伝送） ・救急車に設置したカメラから医療機関への映像伝送（搬送中の映像伝送を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の救急現場での技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・指定したフォーマットの活用による文字起こし（バイタル情報、既往歴など） ・聴取内容等を議事録形式による文字起こし（通報概要、発症経過など） ・通話内容等を議事録形式による文字起こし（収容依頼、特定行為指示要請など）
実証実験実施期間		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>12月上旬～1月上旬</u> ※実証実験の進捗状況により変更の可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>11月下旬～1月上旬</u> ※実証実験の進捗状況により変更の可能性あり
アウトプット	定量的データ	<ul style="list-style-type: none"> ・4G環境及び5G環境での映像伝送について<u>伝送速度や映像解像度</u>などから比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声認識による文字起こしがどの程度、正確に行われたかを<u>正答率</u>として数値化 ・メモ書きしていた時間を削減することによる<u>活動時間の短縮</u>
	定性的データ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（医師等）・救急隊員にアンケートを行い、有効性や実用性などをまとめる。なお、医療機関には、特に映像伝送が有効な事案についての確認を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施救急隊員にアンケートを行い、音声認識による文字起こしの使用感や有用性などをまとめる。
アウトカム		<ul style="list-style-type: none"> ・映像の共有による傷病者への的確な観察・処置の実施 ・医療機関搬送後の迅速な初期治療開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員の労務負担軽減 ・個人情報等の紛失防止

ICT技術を活用した救急業務の高度化

(2) 実証実験の内容

① 5Gを活用した映像伝送

救急隊



発生現場

現場の状況、傷病者の容体などの
リアルタイム配信

映像伝送が
必要だ..



※写真はイメージ

<映像伝送実施の判断>

どの事案で映像伝送を行うかは、現場の救急隊長を中心に判断する。

例) 交通事故、自損事故、重症外傷、加害事案、特定行為指示要請..など

搬送途上

救急車に設置した
固定カメラ等による
リアルタイム配信



車内撮影用
天井設置
・USBカメラ
・5Gスマホ



バイタル撮影用



・タブレットPC
・5Gルーター



【救急隊から医療機関へ】

<救急隊からの連絡方法>

- ・重症患者→ホットライン
- ・その他 →交換電話

<伝達内容>

- ・適用電波状況(4G/5G)
- ・現状報告
- ・特定行為指示要請など

現場映像等の伝送



4G/5G通信

具体的指示・助言

【医療機関から救急隊へ】

<医療機関からの連絡方法>

- ・救急隊の携帯電話

<伝達内容>

- ・救急救命士が行う特定行為の具体的指示
- ・救急隊員への観察・処置に対する指示
- ・搬送先医療機関の助言

医療機関



- ・受入れ判断
- ・遠隔事前診察
- ・受入れ体制事前整備

映像受信及び必要に応じて
指示・助言の実施

救急室



なるほど



医局



なるほど



ICU



なるほど



※医療機関が見たい映像をタップし、カメラの角度の変更や映像を拡大して閲覧することが可能。(角度調整やズーム機能付)



ICT技術を活用した救急業務の高度化

(2) 実証実験の内容

② 音声認識を活用した自動文字起こし

実施部隊 : 大分市消防局(東消防署救急隊1隊)

装着マイク : 各救急隊員に1機ずつ装着

※マイクの形式についてもどのような形式のマイクが現場での使用にふさわしいか検証する予定(首にかけるストラップタイプ、耳に装着するイヤホンタイプ等)



現場活動



＜聴取、観察内容＞

- ・基本情報(発生経過・・・)
- ・傷病者情報(氏名・・・)
- ・バイタル(意識・・・)
- ・既往歴(かかりつけ・・・)

簡素化・効率化

バイタル



＜音声認識機能を活用した自動文字起こし＞



発言内容

タブレット端末上のあらかじめ指定したフォーマットを音声認識で操作し、隊員の発言内容を記録する。

バイタル完了

処置実施隊員



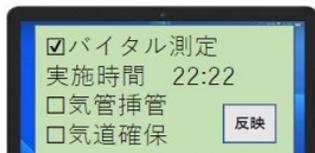
音声認識用のマイクを持った処置実施隊員が設定されたキーワードを発声。



別隊員

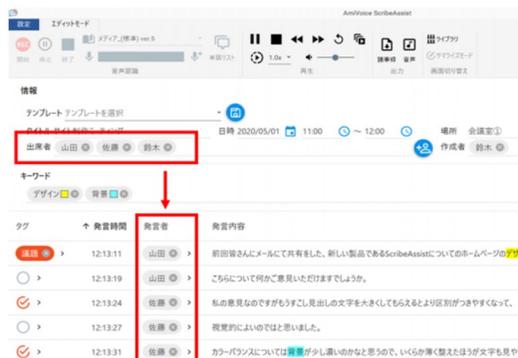
確認

処置実施隊員の音声認識を行い、アプリケーションを操作。処置状況を別隊員と共有することで処置の重複や漏れを防ぐ。



聴取内容

関係者からの聴取内容を録音し、音声認識による文字起こしを行う。



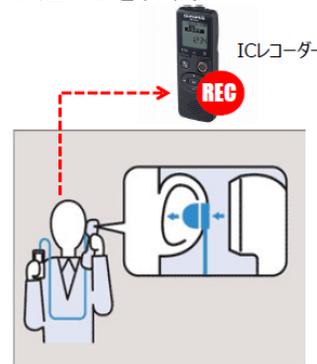
通話内容

指令センターや医師との通話を録音し、音声認識による文字起こしを行う。

☒ テレフォンピックアップ



※2…テレフォンピックアップとはイヤホン型の録音装置になります



救急安心センター事業（#7119）の
全国展開に向けた検討

救急安心センター事業(＃7119)の全国展開に向けた検討

救急安心センター事業(＃7119)の概要

- 現在、全国18地域で実施
- 人口カバー率は47.0%(5,928万人)

(1) 実施地域 全国18地域

○ 県内全域:12地域

宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、大阪府内全市町村、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県

○ 県内一部:6地域

札幌市(周辺含む。)、横浜市、岐阜市(周辺含む。)、神戸市(周辺含む。)、田辺市(周辺含む。)、広島市(周辺含む。)

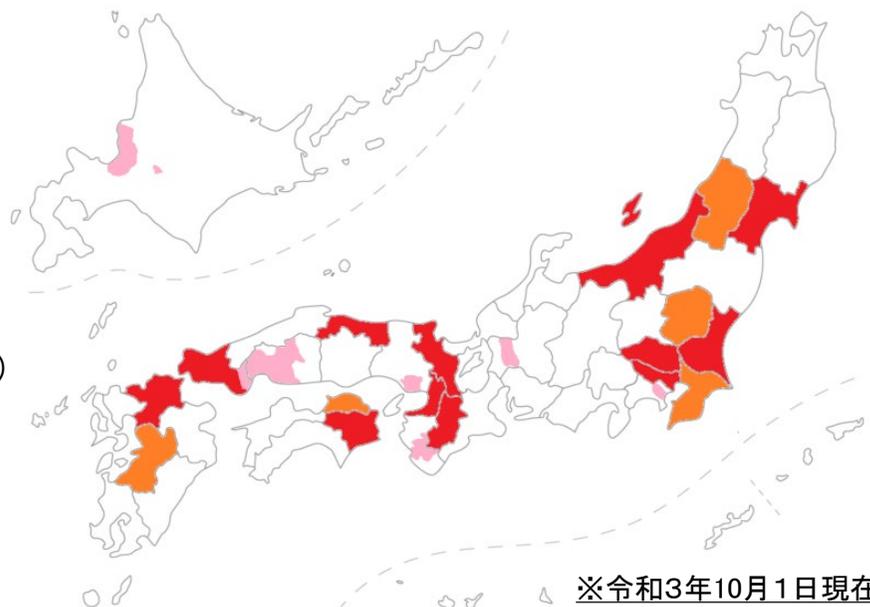
(2) エリア人口

○ 全国5,928万人(カバー率47.0%)

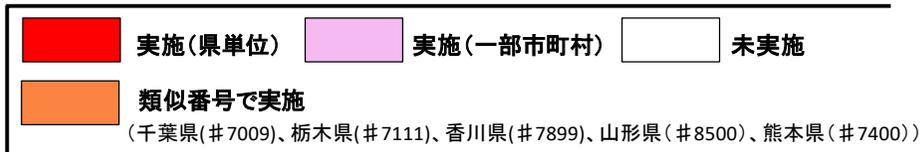
うち 最小 約9万人(田辺市等)～ 最大 約1,402万人(東京都)

(3) 開始時期

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
開始地域数	1		2			1	1		1	1	4	3	2	1	1
累計	1		3			4	5		6	7	11	14	16	17	18
[参考] 開始地域	東京都		大阪府 奈良県			田辺市等	札幌市等		横浜市	福岡県	埼玉県 宮城県★ 新潟県★ 神戸市等	鳥取県★ 茨城県 広島市等	山口県★ 徳島県★	京都府★	岐阜市等



※令和3年10月1日現在



※下線は都道府県が主体となって実施している地域(10地域)、うち★印は管内市町村から分担金を取って運営している地域(6地域)

救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討

（1）今年度の検討

連絡会の概要

（1）検討の目的

○消防本部の実務者等で構成する連絡会を開催し、昨年度の「#7119の全国展開に向けた検討部会」の検討結果等を踏まえて、事業の新規導入や、事業運営の質・利便性・効率性の向上に資するよう、以下の取組を進める。

- 「事業導入・運営の手引き／マニュアル」の作成
- 事業を外部委託する際に活用可能な標準的な「仕様書例」の作成など

➢ 具体的な取組

- ・未実施団体における円滑な事業導入及び事業実施団体における効果的な事業の運営・底上げ等に向けた、「事業導入・運営の手引き／マニュアル」を作成する。
- ・コールセンター業務を民間事業者等へ外部委託する際に活用可能な仕様書等について、モデルとなる様式を作成する。

（2）検討の枠組み

- 消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」の枠組みを活用し、**令和3年度の本検討会の下「救急安心センター事業（#7119）の更なる普及・事業内容の充実に向けた連絡会」を設置**
- 連絡会の構成
 - ①実施団体【直営方式】 ②実施団体【外部委託方式】 ③未実施団体 ④有識者 により構成

（3）連絡会委員（8名）

- 札幌市 山形 英 生（札幌市保健福祉局保健所医療政策課 救急医療担当係長）
- 茨城県 土信田 法 男（茨城県保健福祉部医療局 医療政策課長）
- 東京都 熊井 規 夫（東京消防庁 救急相談担当副参事）
- 横浜市 六車 崇（横浜市医療局医療政策部医療政策課 救急医療技官）
- 新潟県 浅見 裕 之（新潟県福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室長）
- 滋賀県 井出 徹 哉（滋賀県健康医療福祉部医療政策課 主幹兼医療整備係長）
- 神戸市 中 畔 英 智（神戸市健康局地域医療課 救急医療調整担当係長）
- 鹿児島県 村田 敏 郎（鹿児島県危機管理防災局 消防保安課長）



1. 救急業務の現況
2. 救急業務のあり方に関する検討会
3. **新型コロナウイルス感染症への対応**

- これまで、消防庁より、都道府県消防防災主管部局及び全国の消防本部に対して、以下の内容を含む新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を累次にわたって発出。

(1) 救急隊員への注意喚起等

○ 救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底

- ・ 手指衛生 及び 個人防護具(マスク、ゴーグル、感染防止衣、手袋等)の適切な着脱
- ・ 救急車内の消毒 ・ 救急隊員の健康管理 等

救急隊の感染防止対策マニュアルの改訂

「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.1.0)」(平成31年3月)について、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえた改訂を行い、「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」として、令和2年12月に公表

○ 救急隊の感染防止資器材確保支援

- ・ 令和元年度予備費や令和2年度の3次にわたる補正予算を活用し、救急隊員が使用するマスク、感染防止衣等の感染防止資器材について、緊急的な措置として消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に迅速に提供する形で支援を実施

(2) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

○ 保健所等が行う移送への協力

- ・ 保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する消防機関による協力
- ・ その他、関連事案発生時における対応に係る役割分担や具体的手順の確認、密な情報共有及び連絡体制の構築 等

(3) 救急搬送困難事案への対応

○ 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」の継続実施・関係機関との情報共有・必要な連携協力

- ・ 救急現場においても感染者数の増加等に伴う救急搬送困難事案発生状況の変化を的確に把握し、関係機関と情報を共有
- ・ 各都道府県調整本部等が行う新型コロナ疑い救急患者の受入れ体制整備に際し、消防関係者も適切に関与
- ・ 救急搬送困難事案の抑制に向けた各地域における具体的な取組状況は、総務省消防庁としても継続的に情報収集し、適切に対応 等

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

○ これまで、都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を **31回** 発出。

- 【主な内容】➤ 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
 ➤ **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築
 ➤ **救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年1月16日(木)	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」(事務連絡)	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 令和2年1月28日(火)	「新型コロナウイルス感染症への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 令和2年2月1日(土)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第24号・消防救第28号通知)	上記政令施行後の消防機関における対応を確認するもの(→のち、④の発出に際して廃止)
④ 令和2年2月4日(火)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第26号・消防救第32号通知)	2/3付け厚生労働省通知を踏まえた消防機関における対応を確認するもの(→のち、⑤の発出に際して一部改正)
⑤ 令和2年2月15日(土)	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」(事務連絡)	2/4に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 令和2年2月28日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」(事務連絡)	感染防止対策の徹底や保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 令和2年3月10日(火)	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定等について」(事務連絡)	左記緊急対応策の決定や、救急隊の感染防止対策の改めての徹底等を確認するもの
⑧ 令和2年3月19日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(→のち、⑨の発出に際して廃止)
⑨ 令和2年3月26日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/26付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 令和2年4月14日(火)	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について(依頼)」(事務連絡)	4/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 令和2年4月18日(土)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について(依頼)」(事務連絡)	4/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(→のち、⑭の発出に際して廃止)
⑫ 令和2年4月23日(木)	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(消防救第103号通知)	左記調査実施への協力を求めるとともに、必要な対応を求めるもの
⑬ 令和2年4月27日(月)	「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(消防救第109号通知)	日本臨床救急医学会からの提言を情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 令和2年5月13日(水)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)」(事務連絡)	5/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑮ 令和2年5月27日(水)	「「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について」(消防消第163号・消防救第130号通知)	5/13付け厚生労働省通知を踏まえ、2/4付け通知(上記④)の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 令和2年5月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(事務連絡)	5/27付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑰ 令和2年6月19日(金)	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	6/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑱ 令和2年10月23日(金)	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	9/4付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
⑬ 令和2年12月7日(月)	「年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡)	12/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑭ 令和2年12月25日(金)	「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について(消防救第315号通知)	左記マニュアル等を参考に、引き続き救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るよう求めるもの
⑮ 令和3年2月16日(火)	「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について(依頼)」(事務連絡)	2/16付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑯ 令和3年3月2日(火)	「新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について」(事務連絡)	3/2付け警察庁事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑰ 令和3年3月24日(金)	「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/24付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑱ 令和3年4月15日(木)	「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡)	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑲ 令和3年8月23日(月)	「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」(消防救第297号通知)	8/23付け厚生労働省通知等を踏まえ、迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めるよう求めるもの
㉑ 令和3年8月26日(木)	「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	8/25付け厚生労働省通知等を踏まえ、入院待機施設への移送・搬送について、関係機関と調整の上、適切に対応するよう求めるもの
㉒ 令和3年9月13日(月)	「新型コロナウイルス感染症患者等への酸素投与用の酸素使用量増加に備えた取組事例について」(事務連絡)	酸素使用量の増加が想定されることから、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要な対応を求めるもの
㉓ 令和3年9月15日(水)	「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応について」(事務連絡)	9/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉔ 令和3年10月1日(金)	「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」(事務連絡)	10/1付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉕ 令和3年11月24日(水)	「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に示された「医療提供体制の強化」について、具体的な取組事項等を示し、必要な対応を求めるもの
㉖ 令和3年12月23日(木)	「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方への対応について」(事務連絡)	12/23付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について【その2】

- 都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対しては、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等のほか、
 - **新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(新型コロナワクチン)**に関するもの (①救急隊員等へのワクチン接種 ②搬送体制の確保 ③救命士によるワクチン接種業務)
 - 感染拡大防止に伴う救急関係制度の弾力的運用に関するもの
- などについても、随時、情報提供を行っているところ。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(新型コロナワクチン)に関するもの

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和3年1月15日(金)	「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について(周知)」(事務連絡)	新型コロナワクチンの早期接種を行うこととされた「医療従事者等」に含まれる「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」に係る具体的な範囲を周知するもの
② 令和3年1月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について(情報提供)」(事務連絡)	新型コロナワクチンに関する政府関係機関の情報発信サイト(ホームページURL)を周知するもの
③ 令和3年2月8日(月)	「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)」(消防消第22号・消防救第27号・消防広第38号通知)	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等に係る接種予定者数等について、調査するもの
④ 令和3年2月12日(金)	「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防団員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)」(消防消第35号・消防地第41号通知)	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防団員等に係る接種予定者数等について、調査するもの
⑤ 令和3年3月19日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について(情報提供)(その2)」(事務連絡)	1/27付け事務連絡の内容に追加して、新型コロナワクチンに関する政府関係機関の情報発信サイト(ホームページURL)を周知するもの
⑥ 令和3年3月31日(水)	「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の救急搬送体制の確保への対応について(依頼)」(消防救第100号通知)	3/31付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑦ 令和3年5月13日(木)	「新型コロナワクチンの接種について(情報提供)」(事務連絡)	医療従事者等の新型コロナワクチンが配送される見通しであることから、円滑な接種の推進と接種にあたっての注意事項等を周知するもの
⑧ 令和3年5月25日(火)	「救急救命士による新型コロナワクチン接種業務の対応について」(事務連絡)	救急救命士による新型コロナワクチン接種の実施について、厚生労働省において検討されること等を周知するもの
⑨ 令和3年5月31日(月)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」の開催について」(事務連絡)	厚生労働省において、新型コロナワクチン接種の推進に向けた救急救命士を含む各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会が開催されたこと等を周知するもの
⑩ 令和3年6月4日(金)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について(依頼)」(消防消第244号・消防救第183号通知)	厚生労働省から、新型コロナワクチン接種の推進に向けた救急救命士を含む各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等が示されたことを受け、消防機関における必要な対応を求めるもの
⑪ 令和3年6月11日(金)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」への対応等について」(事務連絡)	厚生労働省等から、臨床検査技師や救急救命士が新型コロナワクチン接種(筋肉内注射)を実施するための研修について情報提供されたことを周知するとともに、関係機関との必要な連携を求めるもの
⑫ 令和3年6月17日(木)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について(第二報)」への対応等について」(事務連絡)	厚生労働省等から、臨床検査技師や救急救命士が新型コロナワクチン接種(筋肉内注射)を実施するための研修内容や実施方法等について情報提供されたことを周知するもの
⑬ 令和3年10月1日(金)	「新型コロナワクチンの追加接種について」(事務連絡)	9/22付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、救急隊員等の追加接種が円滑に進められるよう、必要な調整等を求めるもの
⑭ 令和3年12月20日(月)	「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(事務連絡)	12/17付け厚生労働省事務連絡において、初回接種から8か月以上の経過を待たずに追加接種をする場合の対象者等が示されたことを踏まえ、救急隊員等の追加接種について必要な調整等を求めるもの

(2) その他

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年2月27日(木)	「患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)の有効期間並びに応急手当指導員及び応急手当普及員の有効期限の取扱いについて」(消防救第50号通知)	左記に係る講習の開催を延期等した場合に、認定等に係る有効期間等を一定期間延長するなど適切に取り扱うよう要請するもの
② 令和2年5月22日(金)	「「救急蘇生法の指針2015(市民用)」の追補への対応について」(事務連絡)	厚生労働省から示された左記指針の追補を踏まえ、消防本部における応急手当普及啓発活動の実施に際して、必要な対応を求めるもの
③ 令和2年9月15日(火)	「大学病院に対する救急隊員へのPCR検査実施の依頼等について(周知)」(事務連絡)	新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員について、協力頂ける大学病院に対して、各消防本部から検査実施の依頼・相談ができる体制を構築したことを周知するもの

救急隊の感染防止資器材確保支援事業等

1 令和元年度一般会計予備費使用(総務省所管分)

【令和元年度所要額】 2.4億円(うち予備費1.6億円)

【救急隊の感染防止資器材の確保支援】

- 傷病者の救急搬送に携わる救急隊員の感染症への感染を防ぐために必要な感染防止衣等の資器材が特定の地域で大量感染が発生した場合など、今後、**大幅に不足する恐れ**がある。
- 資器材の需給関係が安定するまでの緊急的な措置として、消防庁において、感染防止衣等の必要な資器材を購入した上で、**必要とする消防本部に対して当該資器材を迅速に提供**する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール



【救急隊の活動状況】



【感染防止資器材】

2 令和2年度 一次補正予算

【13.2億円(e-カレッジコンテンツ充実 0.1億円を含む)】

新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に万全を期すため、消防における救急活動用の車両・資器材等を整備する。

- 救急隊の感染症患者の緊急搬送における感染防止対策
 - 消防本部の感染症への対応能力の総体的な強化等のため救急車をはじめとする**緊急消防援助隊登録車両等の整備について加速化**する
- 約3.4億円
約9.7億円
(緊急消防援助隊設備整備費補助金(1/2補助))

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール、ゴーグル

【救急車等の整備促進】



【救急車】



【アイソレーター】注



【指揮車】

(注) 患者を隔離して搬送するための陰圧装置付用具

緊急消防援助隊設備整備費補助金により、救急車による救急搬送時等の感染を防ぐための車両・資器材等の整備を促進

3 令和2年度 二次補正予算

【3.0億円】

新型コロナウイルス感染者(疑い例を含む)の移送・搬送の増加に加え、新型コロナウイルス感染症以外の通常の119番対応においても感染防止の徹底が必要とされる状況の中、夏場の熱中症対応での救急搬送増等に備え、救急隊員が使用するマスク、感染防止衣等の資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・エタノール・HEPAフィルター

4 令和2年度 三次補正予算

【3.0億円】

新型コロナウイルス感染者(疑い例を含む)への対応に加え、冬期の季節性インフルエンザ等による救急搬送増等に備え、救急隊員が使用する感染防止資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール・ゴーグル・HEPAフィルター

5 令和3年度 一次補正予算

【0.7億円】

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大などにより、各消防本部で保有している資器材のみでは対応が困難な場合もあることから、救急隊が使用する感染防止資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・HEPAフィルター

新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について

● 令和3年8月23日(月)

「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」を发出(事務連絡)

○令和3年8月17日、千葉県において、自宅療養中の新型コロナウイルス感染妊婦が自宅で早産となり、新生児が死亡するという大変痛ましい事案が発生。

再発防止のため、総務省、厚生労働省より、

- ・新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備について
(令和3年8月23日付け医政発第16号厚生労働省医政局長通知)
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備及び医療提供体制の確保への対応について
(令和3年8月23日付け総行政第186号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知)
 - ・新型コロナウイルス感染症患者に関する妊娠の有無の届出の徹底等について
(令和3年8月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- が发出された。

各消防機関に努めていただきたいこと

1. 受入れ可能な医療機関に関する情報について

新型コロナウイルスに感染した妊産婦が産科的緊急処置を必要とした場合に受入れ可能な医療機関リスト及び当該リストに掲載された医療機関における空き病床状況(以下「医療機関リスト」という。)について、**各消防機関において、都道府県消防防災主管部局等から積極的に取得すること。**

2. 提供された情報の活用について

新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急要請時に、産科的緊急処置が必要であると判断した場合には、**保健所等への連絡も併行しながら、各消防機関においても即時に、医療機関リスト等の情報を活用して受入れ医療機関の選定を開始すること。また、選定後はただちに保健所等と情報共有を図ること。**

3. 周産期医療協議会等への参画について

消防機関として、**周産期医療協議会等に積極的に参画すること。**

4. 妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報について

厚生労働省事務連絡において、「妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報について、あらかじめ、保健所や消防機関等間で共有しようとする地方公共団体においては、保健所が当該患者に対して健康観察や疫学調査等を行う際に、消防機関など地域の関係者と情報を共有することがある旨、患者の理解及び同意を得ること等により、円滑な情報共有を図ることが考えられること」とされていることから、**各消防機関においても留意すること。**

「病床の確保・使用状況を日々共有できる体制の構築」への対応について

● 令和3年10月1日(水)

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」を発出(事務連絡)

厚生労働省より、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。)が発出され、総合的な保健・医療提供体制を整備するため、これまで各都道府県が策定している「病床・宿泊療養施設確保計画」を、新たに「**保健・医療提供体制確保計画**」として充実することが示された。

この中で、

○ **迅速な入院調整のため、G-MISへのタイムリーな入力等を通じ、受入可能病床の情報を地域の関係者間でリアルタイムに共有する仕組みを構築することが重要である。**都道府県調整本部、保健所、消防機関、医療機関等の連携の在り方について関係者間で協議を行い、迅速な入院調整の方法を計画※に記載すること。(※各都道府県において策定する「保健・医療提供体制確保計画」)

とされたことなどを踏まえ、消防防災主管部局に対し、衛生主管部局等の関係者との間で協議の上、適切な調整・連携を図り、必要な対応に努めるよう要請。



● 令和3年11月24日(水)

「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」への対応について」を発出(事務連絡)

令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部において「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」が決定され、医療提供体制の強化として、**都道府県内の医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築することが示された。**

これを踏まえて、消防防災主管部局に対し、上記体制の具体例を示すとともに、地域の実情に応じ、都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、十分に協議を行った上で、**各地域における迅速な入院調整及び迅速かつ確実な移送・搬送の体制を構築するよう要請。**

病床の確保・使用状況を日々共有できる体制の具体例

- 消防機関において、**G-MISのIDの付与を受ける等、受入可能病床等の情報を閲覧する方法**
- 都道府県調整本部や保健所等において把握しているG-MISの受入可能病床等の情報を**日々消防機関と共有する方法**
- 都道府県調整本部や保健所等において速やかに入院調整された**受入れ先医療機関を消防機関へ伝達する方法**

など